

日時 令和6年9月13日 9時30分

場所 熊谷市立文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
- 2 税務署長あいさつ
- 3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 口座振替日の再周知について

(管理運営部門)

先月もお伝えしましたが、9月30日(月)は「個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告」、及び「申告所得税及び復興特別所得税の予定納税1期分」の振替日となっております。

例年と違い振替日が同日であり、消費税中間申告分と所得税予定納税分が併せて引落としとなる場合があるため、関与先の皆様に、振替日の周知及び残高不足とならないよう引落とし日直前の残高確認など周知をお願いいたします。

(2) 納税証明書オンライン請求について (別添1リーフレット)

(管理運営部門)

納税証明書のオンライン請求のうち、電子納税証明書(PDF)の取得について、申請には申告者本人(法人の場合は代表者)のマイナンバーカード等の電子証明書が必要ですが、申請からの受取(取得)まで、一連の手続きが自宅等から行える便利な手続きです。

そのほか、マイナンバーカード等をお持ちでない方であっても、リーフレット裏面のとおり、利用者識別番号及びパスワードのみでログインして電子申請を行うことは可能であり、申請後において、税務署窓口で書面により受領する方法もあります。

この場合、窓口での受領にはなりますが、事前に申請することで、受取までの待ち時間が少なくなるなど大変便利な手続きとなっております。

関与先の皆様が納税証明書を取得する際には、是非、電子申請のご利用をお勧めいただくようお願いいたします。

(3) 「財産評価基準書路線価・評価倍率表」における「宅地造成費の金額表」の誤りについて (資産課税部門)

今般、国税庁ホームページにおいて公開している「財産評価基準書路線価図・評価倍率表」のうち、市街地農地等を評価する場合に用いる「宅地造成費の金額表」に定める宅地造成費の金額に一部誤りがありました。

誤りが判明した「宅地造成費の金額表」は、①令和6年分の関東信越国税局管内6県及び大阪国税局管内2府4県、そして、②令和元年分の高松国税局管内4県です。

なお、これらの誤りに関する正誤表は、8月8日(木)に、国税庁ホームページに掲載済みです。

また、これらの誤った「宅地造成費の金額表」を利用していると考えられる納税者の方には、今後、税務署から個別に連絡の上で所要の対応をとらせていただく方針ですが、税理士の皆様におかれましても、お手元に

保管されている相続税・贈与税の申告書の写しなどから、誤った金額表を利用されていたと考えられる申告を把握された場合には、税務署にお申し出いただけますと幸いです。

今後、同様の誤りが生じないよう、厳格な確認作業を行うなど、適切な事務処理に努めてまいりますので、引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(4) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について

(法人課税部門)

発 送 日：令和6年8月30日(金)

回答期限：令和6年9月12日(木)

令和6年6月支払分までの源泉所得税の納付確認が取れない徴収義務者に対しまして、国税局の源泉事務処理センターより、上記の日程で納付照会ハガキを発送しております。関与先から問い合わせがありましたら、早期の納付と回答ハガキの提出にご協力の程よろしくお願いいたします。

(5) 添付書類も含めた e-Tax の推進に向けた取組について

(法人課税部門)

前回もお願いしましたが、会計ソフトで作成された財務諸表データも含め、税務手続きまで一貫してデジタル処理されることにより、税理士の皆様はもとより、納税者の皆様にとっては正確性の向上や事務の効率化による生産性向上等が期待されることから、法人税申告に関して、「ALL e-Tax」の推進に向けて取り組んでいます。

e-Tax ホームページに、財務諸表データの送信に関する情報を集約したページを開設し、会計ソフトと税務(申告)ソフト互換性の状況に応じた対応方法を案内するほか、e-Tax 指定の CSV 形式データの作成方法についても案内しておりますので、是非参考としていただき添付書面を含めた e-Tax (ALL e-Tax) による提出をお願いします。